令和３年　第１回議会運営委員会（自律的会議）

【日時】令和３年１月 18 日（月）
午前 10 時～
【場所】第１委員会室

１　開会

２　委員長挨拶

３　協議事項
（1）議会のペーパーレス化について
資料　No. 1

（2）議員の通称使用について　資料　No. 2

（3）先例集の見直しについて　資料　No. 3

（4）飯田市議会新型コロナウイルス感染症対応計画（改正案）について
資料　No. 4

（5）仮議長について　資料　No. 5

４　その他
次回会議日程　２月 17 日（水）告示日　　第１委員会室　午前 10 時開会

５　閉会

令和３年（2021年）１月18日
議会運営委員会　資料№1-1

議会のペーパーレス化について（案）

議会事務局・庁内共同研究PJ

１　目的

ICTシステムの活用により、その利便性を生かして議会機能の強化を推進する。また、資料の電子データ化により、検索と蓄積を容易にし、執行機関、議会及び市民の情報共有を円滑にすると共に、資料作成等に要する経費の削減と事務の効率化及び環境への配慮を図る。

２　内容

(1) 議会で使用する議案及び各種資料については、紙文書を廃止し、PDF形式を基本とする電子ファイルを用いることとする。
(2) 議会で使用する電子ファイルについては、ペーパーレス会議システム（東京インタープレイ社「SideBooks」）にて保存と運用を行う。
(3) 議場及び委員会室等において議員（議会事務局を含む）は、情報端末を用いて資料等の閲覧を行う。執行機関側の出席者についても、令和３年度中に同様となるよう移行を進める。
(4) 報道機関、傍聴者への対応及び、議会会議録の作成については、当面紙文書によるものとする。
(5) 議案及び各種資料は公式ウェブサイトにおいて公開を行う（全員協議会及び委員会協議会の資料については実施済み）。なお、議案等に記載される個人情報については、一定の配慮を行う。
(6) 議場及び委員会室における情報端末の持ち込みと使用（目的外使用を除く）を認めるとともに、大型ディスプレイによる表示を行う。

３　実施スケジュール

(1) 令和３年第１回定例会及び令和３年第１回臨時会（5月開催予定）は試行期間とし、紙文書と電子ファイルを併用する。
(2) 試行期間において特段の問題が無い場合、議会側については令和３年第２回定例会より本格運用とする。
(3) 執行機関側出席者は、令和３年第１回定例会において部長級以上の試行運用を開始し、令和３年度中の本格運用（紙文書を作成しない）を目指す。

４　その他

(1) 電子ファイルの作成については、「飯田市議会電子ファイル作成基準」によるものとする。
(2) 電子ファイルのペーパーレス会議システム及び公式ウェブサイトへのアップロードの分担については、基本的には議会事務局が行うが、詳細は今後の調整による。
(3) 本会議、全員協議会、委員会等での説明時には、「ページ通知機能（閲覧ページを統一的に表示させる機能）」のオペレーションを行う職員を所管部署において選任する。オペレーションを議会事務局職員に依頼する場合は、閲覧ページを明示した説明原稿資料を、あらかじめ議会事務局に提出する。
(4) 議会で開催する「勉強会」については、紙文書による対応を妨げないものとする。
(5) 上記の他、議員に対する各種情報提供については、ペーパーレス会議システム及びメッセージアプリ（Logoチャット）によることを基本とする。（棚入れは継続、FAXは廃止）

令和３年（2021年）１月18日
議会運営委員会　資料№1-2

〇飯田市議会の会議等における情報通信機器の使用に関する規程（案）

令和　年　月　日　議会運営委員会決定

（目的）

第１条　この規程は、飯田市議会（以下「議会」という。）における情報通信機器の使用に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第２条　この規程において使用する用語の定義は、次に定めるところによる。

(1) 会議　飯田市議会委員会条例（昭和44年飯田市条例第30号）に規定する定例会、臨時会における本会議、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会並びに飯田市議会会議規則（昭和54年飯田市議会規則第１号）第159条第１項に規定する協議等の場をいう。

(2) 情報通信機器　タブレット端末、ノート型パソコン（モバイル型パソコンを含む。）及びスマートフォン（これらの機器のＯＳ及びアプリケーションソフトウェア（ワープロ、表計算、プレゼンテーションやＰＤＦなどの作成、編集、加工、閲覧等をするための一般的なソフトウェア、プログラム、アプリケーションなど等をいう。）を含む。）をいう。

(3) ペーパーレス会議システム　会議資料等のデータを情報通信機器により閲覧するために使用するシステムのことをいう。

(4) オンライン会議システム　モニター、カメラ及びマイクを含む情報通信機器をインターネットに接続する方法により、会議の場所以外の場所にいる者との間で行う情報通信のためのシステムをいう。

(5) アカウント　ネットワーク及びコンピューター等を動作させるために付与された権利をいう。

（情報通信機器の使用）

第３条　議場又は委員会の会議室において、情報通信機器を使用しようとする議員及び執行機関の関係者（以下「出席者」という。）は、許可申請書（様式第１号）を議長又は会議の長に提出し、許可を得るものとする。ただし、貸与されたタブレット端末については許可申請書の提出は不要とする。

２　出席者は、会議に情報通信機器を持ち込んで使用する場合は、当該情報通信機器を当該会議の目的以外に使用してはならない。

（会議中における禁止事項）
第４条　出席者が、会議において情報通信機器を使用するときは、次に掲げる事項については これを禁止するものとする。
(1) 前条第１項の規定による許可を受けていない情報通信機器を会議で使用すること。
(2) 音声又は操作音を発するなど、会議の運営上支障となること。
(3) 会議中に、外部へ情報を発信し、又は公表すること。
(4) 議長又は会議の長の許可なく会議の写真、映像等の撮影及び録音等をすること。ただし、当該会議の長が必要と認める場合はこの限りではない。
(5) 前各号に掲げるもののほか、議員の品格又は資質を疑われる行為、会議の目的にそぐわない行為その他議長又は会議の長が不適切であると認めること。

（違反行為に対する措置）
第５条　議長又は会議の長は、前条の規定に違反する行為をし、又はしようとする者に対して、注意を行い、自粛を促すものとする。この場合において、再三の注意によっても違反する行為が続く場合は、情報通信機器の使用の停止を命ずることができる。

（遵守事項）
第６条　情報通信機器を使用する議員は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
(1) 情報の送受信は、議員の責任において行うこと。
(2) 議員は、会議資料等のデータの正確性を保持し、データ等の紛失及びき損等の防止に努めること。
(3) 議員及び職員は、議会及び市から付与されたシステム等のアカウントを適切に利用するとともに、アカウントに関する情報を適切に管理すること。
(4) 情報の漏えいがあったときは、速やかに実情を把握するとともに、議長に報告し、その指示により必要な措置を講じること。
(5) ペーパーレス会議システム等の是正措置を講じる必要があるときは、議員は、議長が指示する方法により速やかに対処すること。

（セキュリティ対策）
第７条　議員は、議会及び市の情報の保全措置に関し、積極的に協力し、誠実に対処しなければならない。

（補則）
第８条　この規程に定めるもののほか、情報通信機器の使用に関し必要な事項は、議会運営委員会に諮って定める。

附 則
この規程は、令和３年１月 18 日から施行する。

令和３年（2021 年）１月 18 日
議会運営委員会　資料№1-3

○飯田市議会におけるタブレット端末の使用に関する申し合わせ事項（案）

（目的及び基本事項）

第１条　飯田市議会に配備された情報通信機器（以下「タブレット端末」という。）について、飯田市議会議員（以下「議員」という。）と飯田市議会事務局（以下「事務局」という。）が適切な使用を行うために必要な事項を申し合わせる。

２　事務局が、タブレット端末の使用の権限及び管理に関する業務を行う。

３　タブレット端末は、会議その他の議員活動等のため、議員がひとり１台を使用する。

４　議員は、タブレット端末を転貸し、又は譲渡してはならない。

５　議員は、タブレット端末の使用の権限がなくなったときは、直ちに事務局へ返却する。

（タブレット端末の取扱い）

第２条　議員は、タブレット端末を使用する場合、議会の品位を重んじた良識ある使用に心がける。

２　議員は、タブレット端末の紛失、破損等を発生させた場合又は第三者に損害を与えた場合は、速やかに事務局へ届け出るとともに、自己の費用をもってこれを補填し、又は修理しなければならない。

３　議員は、タブレット端末に不具合が生じたときは、事務局へ連絡し、その指示に従わなければならない。

４　事務局は、前項の規定による連絡を受けた場合において、修理が必要なときは、最善の策で対処する。

（タブレット端末の使用範囲）

第３条　議員は、タブレット端末を会議又は他の議員、職員及び市民との情報交換並びに事務連絡に活用することができる。

２　議員は、前項に掲げる活用のほか、議員活動のため、必要な情報の取得等、タブレット端末の積極的な活用に努めること。

３　議員と事務局との間における資料提供、各種通知、届出等（以下「資料提供等」という。）は、タブレット端末による電子データの送受信により行うものとする。ただし、タブレット端末による資料提供等の電子データの送受信が困難な場合は、この限りではない。

（タブレット端末の機能変更）

第４条　議員は、次に掲げるタブレット端末の機能を変更してはならない。

(1) タブレット端末の改造、部品交換、拡張機器の追加等の機能の変更を行うこと。

(2) インストールされているシステム及びＯＳの削除を行う。

２　タブレット端末へのアプリケーションソフトウェアの導入は、事務局が確認したうえで行うこととし、会議その他の議員活動に必要なものに限定するものとする。

３　タブレット端末へ設定したパスコードを事務局へ報告して伝えておくこと。

（情報セキュリティ）
第５条　次に掲げる情報セキュリティ対策を講じなければならない。

(1) タブレット端末の使用に当たっては、適切なパスワードを設定し、及び適切に管理し、第三者に不正利用されないようにすること。

(2) 情報の送受信においては、使用者が責任をもって行うこと。

(3) タブレット端末には、原則として、個人情報及び機密情報（以下「個人情報等」という。）を保管しないこと。

(4) 個人情報等の漏えい、タブレット端末の紛失等の事故があったときは、速やかに実情を把握し、事務局へ報告するとともに、必要な措置を講ずること。

(5) 差出人が不明なメールや不明なファイルは、ウイルス感染のおそれがあるため、開封せずに速やかに削除すること。

(6) タブレット端末を返納する場合は、データを消去し、性能・機能の復元等を行うこと。

（費用負担）
第６条　タブレット端末の使用に当たり、次に掲げる費用は、使用者が負担するものとする。

(1) 第２条第２項の規定により生じた費用

(2) 第４条第２項に規定するアプリケーションソフトウェアの導入に要した費用

(3) 前条各号の規定に違反したことを原因として生じた費用

(4) 市の施設以外でタブレット端末からインターネットへ接続するために必要な通信料その他の費用

（ペーパーレス会議システム等の利用に関して）
第７条　ペーパーレス会議システム及び連絡業務システムは、アカウントを持つ議員及び許可された職員が利用できる。

２　ペーパーレス会議システム及び連絡業務システムの利用者は、使用パスワードについて責任をもって適正に管理すること。

（補則）
第８条　この申し合わせのほか必要な事項については、飯田市議会の会議等における情報通信機器の使用に関する規程と整合を取って対応する。

令和＿年＿月＿日　議会改革検討会議　決定
令和＿年＿月＿日　議会運営委員会　　報告

R3.1.18　議会運営委員会
資料　No.２

１　議員の通称使用について

（１）議員の通称使用について、先例集へ追加する（※第１章に新規の節を追加）
※全ての会派から正副委員長案に合意する旨の回答あり

飯田市議会先例集（追加案）

第１章　総則

第７節　議員の旧姓及び通称の使用

(1) 議員の氏名は、原則として本名を用いる。ただし、婚姻、養子縁組その他の事由によって戸籍上の氏を改めた場合は、議長への届出により、その任期中、本名に代えて変更前の氏（旧姓）を使用することができる。

(2) 前項以外の議員の通称（公職選挙法施行令第 89 条第５項）の使用については、議会運営委員会で協議の上、議長が判断を行う。

(3) 議員が旧姓及び通称を使用する場合であっても、使用によって実務上混乱が生じるおそれのあるものは除くこととする。(在職証明書、叙位又は叙勲の申請等、法令上特別な効果を生じるおそれのあるもの)

（令和　年　月　日議会運営委員会決定）

R3.1.18　議会運営委員会
資料　No.３

１　先例集の見直しについて
「本会議及び委員会における議員の情報通信機器の利用」について

（１）令和３年第１回定例会から、議会に情報通信機器（タブレット端末）が配備されることから、以下の先例を削除する。

飯田市議会先例集（削除案）

その１

第６章　発言

第１節　発言

(3)　本会議及び委員会における議員のパソコン利用については、時期尚早であるため導入を見送る。しかしその方向性は理解できるので、解決すべき課題について今後も各会派で議論を深め、然るべき機関で研究していく。

（平成19年８月17日議会運営委員会決定）

その２

第10章　委員会等

第１節　通則

(2)　本会議及び委員会における議員のパソコン利用については、時期尚早であるため導入を見送る。しかしその方向性は理解できるので、解決すべき課題について今後も各会派で議論を深め、然るべき機関で研究していく。

（平成19年８月17日議会運営委員会決定）

R3.1.18　議会運営委員会
資料　No.4-2

飯田市議会新型コロナウイルス感染症対応計画（改正案）

令和２年４月 28 日　議会運営委員会決定
一部改正　令和２年５月 19 日　議会運営委員会決定
一部改正　令和２年９月８日　議会運営委員会決定
一部改正　令和３年　月　日　議会運営委員会決定

1　目的

この計画は、新型コロナウイルス感染症の影響が拡大する状況にあって、議会がその責務と役割を果たし続けるために必要な事項を定めることを目的として策定する。

2　発生段階区分

この計画は、長野県が定める感染警戒レベル及び、飯田市議会の議員が感染した場合、感染が疑われる場合、濃厚接触者となった場合、並びに飯田市議会の議員の家族が感染した場合、感染が疑われる場合、濃厚接触者となった場合、等に区分して策定するものとする。

長野県が定める感染警戒レベル

レベル	アラート（警戒情報）	状　態
1	平常時	陽性者の発生が落ち着いている状態
2	注意報	感染が確認されており注意が必要な状態
3	警報	感染拡大に警戒が必要な状態
4	特別警報Ⅰ	警戒が拡大しつつあり、特に警戒が必要な状態
5	特別警報Ⅱ ~~非常事態宣言~~	感染が顕著に拡大している状態 （ステージⅢ相当）
6	緊急事態宣言 （特措法に基づく）	国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある状態（ステージⅣ相当）

3　本会議（全員協議会・予算決算委員会全体会）関係

（1）仮議長の選出

議長及び副議長が共に本会議に出席できないときは、地方自治法第 106 条第 2 項の規定により、出席議員の中から仮議長を選挙により選出する。

（2）感染警戒レベルが2以上となった場合の対策

ア　ドアや窓を閉鎖せず、換気状態で開催するか、一定間隔（30 分程度）で換気を行う。
イ　執行機関側出席者は、部長以上及び説明課長等のみとする。
ウ　報道機関者以外の傍聴者数は 10 名を上限とする。
エ　議場への入退出時に傍聴者等を含めて手指消毒を行う。
オ　入室前に体温計測を行い、入室時に 37.5℃未満であることを確認する。
カ　発言は、マスクを着用するか、質問席もしくは演台で行う。
キ　質問席及び演題は、休憩ごとに拭き取り消毒を行う。

(3) 感染警戒レベルが5以上となった場合の対策

ア　報道関係者以外の傍聴の自粛を要請し、全ての日程（現在中継していない日程を含め）をインターネット中継する。

イ　入室時に検温を行い、37.5℃以上の場合は、入室を禁止する。

(4) 議案の委員会付託が困難な場合の対策

議案の付託を行うべき委員会の定足数が満たない状況が見込まれる場合は、常任委員の所属変更による対応を行うか、議会運営委員会及び本会議での確認に基づき、委員会付託を省略して審議を行うことを検討する。

4　委員会（委員会協議会）・分科会関係

(1) 委員長の職務代行

ア　委員長及び副委員長が共に会議に出席できないときは、委員会条例第 12 条第 2 項の規定による。

イ　分科会の座長も同様とする。

(2) 感染警戒レベルが2以上となった場合の対策

ア　ドアや窓を閉鎖せず、換気状態で開催するか、一定間隔（30 分程度）で換気を行う。

イ　執行機関側出席者は、部長以上及び説明課長のみとし、他は自席又は隣室で待機して議題により入れ替わる。

ウ　報道機関以外の傍聴者数は、4 名程度を上限とする。

エ　入退出時に傍聴者等を含め手指消毒を行う。

オ　入室前に体温計測を行い、入室時に 37.5℃未満であることを確認する。

カ　発言時のマスク着用を義務付ける。

(3) 感染警戒レベルが5以上となった場合の対策

ア　報道関係者以外の傍聴の自粛を要請し、委員会及び委員会協議会のインターネット中継を行う。

イ　入室時に検温を行い、37.5℃以上の場合は、入室を禁止する。

5　飯田市議会災害等対策会議関係

(1) 議長は、飯田市議会災害等対策指針に基づき、飯田市議会災害対策会議を設置し、必要に応じて会議を招集する。

(2) 議長は、災害対策会議において必要な対応等を協議する。また議会運営に関する事項については、議会運営委員会に提案を行う。

(3) 議長は、飯田市新型コロナウイルス感染症対策本部会議及び飯田市議会災害対策会議の決定事項等、必要な情報を速やかに全議員に周知を図る。

(4) 各議員は、飯田市公式ウェブサイト等で公表される情報の確認に努める。

(5) 議長は、各議員が収集した市民からの要望、質問等を取りまとめ、必要な対応を行う。

(6) 各議員は、収集した市民からの要望、質問等は議会事務局を窓口とし、担当部局へ直接連絡を行うことを自粛する。

(7) 議長は、必要に応じ災害対策会議を、情報通信機器を活用したオンライン会議の方法により開催することができる。

6　議員及び家族等の健康状況による対応

(1) 一般的事項

ア　議員は毎日検温し、発熱している場合は、議員活動を行わない。（本会議及び委員会への出席も行わない。）また、風邪や発熱などの軽い症状が出た場合も、外出をせず自宅で療養する。

イ　議員又は議員の同居者に健康状態の異変があった場合の対応は、「別表」を基本とする。

ウ　国、県及び飯田市が市民に対して要請等を行った場合は、議員は率先してこれに従うものとする。また常に最新の情報収集に努め、その行動が非難の対象とならないよう注意を払う。

(2) 新型コロナウイルス感染者又は濃厚接触者発生時における対応事項

ア　議員又は議員と同居する者が下記に該当する場合は、保健所の指示に従うほか飯田市議会災害対策会議において対応を検討する。

(ア) 議員又は議員と同居する者が感染者と判定された場合。

(イ) 議員又は議員と同居する者が濃厚接触者として保健所等から判断された場合。

(ウ) 上記以外で、保健所から自宅待機等の指示があった場合。

(エ)議員又は議員の同居者が感染又は濃厚接触者となった場合の対応は、「別表」を基本とする。

イ　発生時における対応

(ア) 感染者又は濃厚接触者が発生した場合は、過去 14 日以内に議会棟等の庁舎（議場、委員会室、会派室、事務室等）への出入の有無を確認する。

(イ) 出入があった場合は、その部屋の使用を中止し、保健所の意見も踏まえつつ必要な範囲の消毒を行う。

(ウ) 消毒作業は、基本的に専門業者に依頼することとするが、緊急に消毒が必要な場合は、可能な範囲で事務局において最低限の消毒を行う。

(3) 新型コロナウイルス感染症対策のより一層の徹底

ア　手洗い・咳エチケットの徹底

日常的に手洗い・咳エチケットを徹底する。また、本会議・委員会等では入口に設置している消毒液での手指消毒を行う。

イ　マスクの着用

議員や執行機関側の職員は、本会議や委員会においても、躊躇なくマスクを着用できるよう、発言者を含めて会議出席中の着用を妨げない。

ウ　会議等での適切な換気について

現在、会議室等はロスナイによる空調管理を実施しているが、大人数が長時間使用する場合等は適宜、窓や扉を開けて換気を行う。（30 分に 1 回程度）

エ　傍聴者対応について

傍聴者においても、傍聴受付の際にチラシの掲示により手洗い・咳エチケットの啓発を行うとともに、消毒液の積極的な使用を呼びかける。ホームページでは、体調不良を感じている方には、予め傍聴を自粛いただく旨を呼びかけるとともに、本会議や委員会のインターネット中継について周知していく。

オ　他都市への行政視察等について

(ア)他都市への行政視察や議員活動などについては、相互の生活圏における感染状況等を見極めたうえで、慎重な判断を行う。

(イ)他都市からの行政視察等の受け入れについても、相互の生活圏における感染状況等を見極めたうえで、慎重な判断を行う。

カ　宴席等について

(ア)三密の状況になりやすい、飲食を伴う宴席等の開催及び出席については、慎重な判断を行う。

(イ)感染した場合は、発症前後の行動履歴が調査されることとなるため、感染拡大防止を意識した行動に常に努める。

キ　発熱した場合は、議員活動が制限されることとなるため、定例会中及び開会日 14 日前からの健康管理には特に留意する。

別表

区　　分		会議への出　席	事務局への報　告	災害対策会議での対応の検討	情報公開(氏名)
本人が感染(陽性)		×	○	○	○
本人が濃厚接触者又は同居者が感染		×	○	○	×
同居者が濃厚接触者		×	○	○	×
本人に感染の疑い		×	○	○	×
同居者に感染の疑い		×	○	○	×
本人	息苦しさや強いだるさ、高熱などの強い症状がある場合	×	○	×	×
	発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合	×	○	×	×
	倦怠感や味覚または臭覚の異常がある場合	×	○	×	×
同居者	息苦しさや強いだるさ、高熱などの強い症状がある場合	×	○	×	×
	発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合	×	○	×	×
	倦怠感や味覚または臭覚の異常がある場合	×	○	×	×

※「感染の疑い」とは、医師から PCR 検査等の必要性の指示があった場合などをいう。

R3.1.18　議会運営委員会
資料　No.５

1　仮議長について

（１）飯田市議会新型コロナウイルス感染症対応計画と仮議長について

・他の自治体議会では、議長が新型コロナウイルスに感染したため欠席となり、仮議長選挙を行った事例が報道されている。仮議長の選挙は、一定の手続きが必要となるため、事前に仮議長の選出に関して確認をお願いするもの。

○飯田市議会新型コロナウイルス感染症対応計画　一部抜粋
（一部改正　令和２年９月８日 議会運営委員会決定）

> ３　本会議（全員協議会・予算決算委員会全体会）関係
> （１）仮議長の選出
> 議長及び副議長が共に本会議に出席できないときは、地方自治法第 106 条第 2 項の規定により、出席議員の中から仮議長を選挙により選出する。

○事例：兵庫県加古川市議会　R2.11.26 定例会開会日
議長が新型コロナウイルスの感染により欠席。副議長も濃厚接触者に該当するため欠席。年長の議員が臨時に議長の職務を行い開会し、仮議長を選挙。指名推薦により仮議長決定。

（２）仮議長の選挙等について（地方自治法　第 106 条　議長の代理及び仮議長）

・「①議長及び副議長にともに事故があるとき」に　「②仮議長を選挙し、」議長の職務を行わせる。議会は、「③仮議長の選任を議長に委任することができる。」
・「②仮議長の選挙」を行う場合は、立会人の指名、投票、開票、当選人の決定など時間を要する。そのため、仮議長の簡便な選任方法として「③仮議長の選任を議長に委任する」方法を提案する。
・運用としては、委任議決のあと、議長（議長が欠席の場合は副議長）は仮議長を指名する。誰を指名するかは、法律上、議長が決めればよいが、事前に議運や会派代表者会等で仮議長の予定者を決定しておき、その議員を指名すればよいとされている。

（ア）想定 その１　議長に事故（病気等）があった場合
　→　副議長が議長の職務を行う。本会議で仮議長の委任を議決。副議長が指名。
（イ）想定 その２　副議長に事故（病気等）があった場合
　→　本会議で仮議長の委任を議決。議長が指名。
（ウ）想定 その３　議長、副議長ともに事故（病気等）があった場合
　→　臨時議長（年長議員）により仮議長を選挙（指名推薦）。